

## 平井先生『損害賠償法の理論』の思い出

——平井宜雄先生講演会閉会の辞にかえて——

専修大学 今村法律研究室長 家永 登

平井先生、本日はお忙しい中を私どものためにご講演をいただき、ありがとうございます。今村法律研究室を代表してお礼を申し上げます。石村修先生の開会のご挨拶と同様に、私も平井先生の思い出からお話することをお許し下さい。

\*

私が初めて平井先生と「出会った」のは、実はここ神田神保町の地でした。1970年代はじめのことです。当時、私は東京都立大学で唄孝一先生の不法行為法ゼミに所属する学部学生でしたが、平井先生が法学協会雑誌（以下、法協雑誌）に連載された因果関係についての刺激的なご論文のあることを唄先生から紹介されました。当時は今のようにコピーは普及しておらず、また当時から法協雑誌は学生が買うには高い値段でした。そこで私は、渋谷駅前から《茶81》系統という御茶ノ水駅行きの都バスに乗って神保町に出かけ、古本屋街を歩きまわって平井先生のご論文の掲載された法協雑誌のバック・ナンバーを探したのでした。

当時は靖国通りの神保町交差点に面した所にあった巖南堂書店や、すずらん通りの路地裏にあった東邦書房でお目当ての法協雑誌を探したのです。巖南堂書店は、現在はキムラヤか三菱 UFJ 銀行がある辺りにあったように記憶しています。入口を入った左手に法学関係の紀要や司法研修所の報告書などが簞の子の上に平積みになっていました。東邦書房は、間口一軒奥行二軒たらずの細長い店舗でしたが、横歩きをしてやっと通れるくらいの間隙以外は床から天井までうず高く社会科学関係の紀要類が積み上げられていて、店の一番奥に高齢の店主が怖そうな顔をして座り時折痰を切っていました。これらの古書店で私は平井先生のご論文が掲載された法協雑誌のかなりの部分をそろえました。その途中で表紙の色が白からグレーに変わったのが印象に残っています。

本日（2010年12月18日）の準備のために、久しぶりに先生の『損害賠償法の理論』（東京大学出版会・1971年）を昨夜開いてみました。すると巻末に「1972年12月17日（日）読了」と記されていました。奇しくも38年前のちょうど昨日読みおえたようです。先生の『法政策学』以降のご研究は正直私には歯が立たないのですが、『損害賠償法の理論』は歯ごたえがあり十分に理解できたかどうかはともかくとして、歯が立たなかったという印象はありませんでした。<sup>\*\*\*</sup>

今回の日本学士院会員選出に当たって学士院のホームページに掲載された平井先生のご紹介には、「平井宜雄氏は、民事責任論を中心とした債権法の領域において、民法解釈学の水準を高め、革新しました。例えば損害賠償の範囲につき、通説であった相当因果関係説を、事実的因果関係、賠償されるべき損害の範囲の確定、損害の金銭的評価の三つの要素に分析して考察すべきことを論じ、通説を覆滅しました。」とあります。通説が「覆滅」したかはともかくとして、判例は現在でも相当因果関係説を維持していると見られます。しかし、裁判例を読んでいると、言葉のうえでは「相当」因果関係とか因果関係の「相当性」を云々しているものの、その背後に平井説が透けて見える判示に出会うことがあります。裁判官が因果関係の存否を判断する過程で、平井先生が提示された分析枠組みに従ってその「相当性」を判断しているのだと思われます。表向きの判決文の文言にもかかわらず、平井先生の説は裁判官の思考に影響を及ぼしている場合があるように見受けられます。

\*

さて、平井先生には専修大学ご着任から10年間、本当に多くのご尽力、ご貢献をいただきました。とくに専修大学法科大学院の創設に際しての先生のご尽力は余りをもって代えがたいものでした。平井先生がエネルギーのかなりの部分を専修大学法科大学院の教育と運営に捧げて下さったことは、先生の債権法をはじめとする体系書の刊行を心待ちにしている読者の方々にとっては、あるいは迷惑なことだったかもしれません。平井先生が専修大学法科大学院にそそいで下さったご尽力を意味あるものにするためにも、本日のこの会場にもたくさんおられる本学法科大学院の院生の皆さんや、本学で学びすでに法曹となられた皆さんが、平井先生から受けた教えを体現して、本日のご講演にもあったように、まさに論理的に判断し、倫理的

に行動する法律家になられることを期待します。

そして先生には、今後のご健勝とご健筆をお祈り申し上げます。本日の先生のご講演をうかがっていると、債権法だけではなく先生の所有権法や家族法についてのご著書も期待したくなります。

名残り惜しいのですが、時間が参りましたので本日の講演会はこれで閉会とさせていただきます。平井先生、10年間本当にありがとうございました。

※ 平井先生のご論文「債務不履行責任の範囲に関する法的構成（一～三・完）」は法協雑誌80巻6号（1964年）、81巻1号（1964年）、同3号（1965年）に、「損害賠償算定の基準時に関する一考察（一～三）」は同誌83巻9=10号（1966年）、84巻3号（1967年）、84巻6号（1967年）に、「不法行為責任の範囲に関する法的構成（一～三）」は同誌84巻12号（1968年）、85巻7号（1968年）、86巻12号（1969年）にそれぞれ掲載されています。さらに栗田哲男助教授と連名の「富貴丸事件の研究（一・二）」が同誌88巻1号、2号（1971年）にあります。なお、同誌の表紙が白色からグレーに変わったのは1967年2月刊の84巻1号からでした。

※※ 同日の講演会終了後に平井先生と会場で雑談していた折、先生のご論文、ご著書に歯が立たなかったという印象を持っていないことに話題が及ぶと、平井先生は「それはあなたが鍛えられていたからでしょう」と仰られました。そのお言葉から、当時先生のご論文を読んでみようという気になった経緯が突然鮮やかによみがえってきました。そもそも平井先生の論文を読んでもらうようにと唄先生から助言されたのは、こんな経緯からでした。私は「刑法なら瀧川事件の瀧川幸辰を読まなければならない」と思い込むような単純な学生でしたので、彼の『刑法講話』（日本評論社）、『刑法読本』（大畑書店）、『犯罪論序説』（有斐閣）などを読みました。私の手元にある瀧川幸辰『犯罪論序説』（有斐閣・1947年）のなかで瀧川教授は、刑法の行為論では因果関係を論ずる必要はなく、相当因果関係説などはもはや因果関係論ではなく責任理論であると主張しておられます（同書37頁以下、とくに42頁など）。当時の私は、唄ゼミで因果関係が議論になった際にこの瀧川説を受け売りしたのだと思います。そうしたところ、唄先生から「瀧川さんもそういうことを言っているのか。それなら平井先生の論文を読んでもらうように」と助言されたのでした。そのような問題意識で読み始めた平井先生の法協論文そして『損害賠償法の理論』は、先生の論述の明快さもあって、まだ学部学生だった私にも大いに腑に落ちる内容だったのです。

（本稿は、2010年12月18日に開催された専修大学法科大学院FD委員会、今村法律研究室共催の平井宜雄先生講演会の閉会の辞に若干の加筆を加えたものである。）